

戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

平成4年10月1日

条例第24号

改正 平成6年12月21日条例第35号

平成9年9月26日条例第38号

平成10年7月13日条例第19号

平成12年12月27日条例第55号

平成13年9月28日条例第37号

平成17年6月28日条例第20号

平成20年3月26日条例第9号

平成20年6月23日条例第23号

平成22年3月12日条例第6号

平成22年9月29日条例第25号

平成24年3月27日条例第8号

平成26年9月30日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年規則第32号。以下「規則」という。）で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする場合又は母がその児童を監護する場合の家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父又は母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

(1) 父又は母が死亡した児童

(2) 母が監護せず、又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当する者を除く。）

(3) 父が監護せず、若しくは父と生計を同じくせず（父がない場合を除く。）、又は父がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当する者を除く。）

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法による医療給付としての療養に要する費用から次に掲げるものを控除した額をいう。

(1) 医療保険各法による保険給付

(2) 医療保険各法以外の法令又はそれに準ずる規程（第11条において「他の法令等」という。）による給付

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

- 2 対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次に掲げる者は、対象者としな
- (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時、又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の父
 - (2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となる時の養育者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
 - (3) 規則で定める施設に入所している者
 - (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
 - (5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者
- （所得の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、次条の受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）としな

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における

所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市は、受給者の一部負担金に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者が未申告等により過分の自己負担があるときは、その額についてはひとり親家庭等医療費の対象としない。

(支給方法等)

第7条 市長は、受給者からの申請に基づきひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が市長の認める医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金を当該医療機関等に支払うものとする。この場合において、受給者は、前項の申請をすることはできない。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(支給費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成9年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条第1号及び第2号の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る一部負担金の額について適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。

3 平成9年9月1日から平成11年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第6条の規定に適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

附 則 (平成10年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条及び第7条の規定、第2条の規定による改正後の戸田市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の戸田市老人医療費の支給に関する条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成12年条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後の診療に係る一部負担金の額について適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成14年1月1日以後の診療に係る一部負担金の額について適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成20年4月1日以後の療養に係る費用について適用する。

附 則（平成22年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第6項第1号及び第7条第2項の規定は、施行日以後の診療等に係る医療費から適用し、施行日以前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療

費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成22年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けているひとり親等については、改正後の条例の規定にかかわらず、当該受給者証の有効期限までの間、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条中戸田市火災共済条例第6条の改正規定及び第12条中戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第3項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第31号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項並びに第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。